平成３０年（フ）第１４８号
函館市深堀町13番23号　ハイツ長倉１号101
債務者　加藤　幸治
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１５１号
函館市昭和１丁目18番５号　ガーデンサイト201
債務者　佐藤　茂樹
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１５６号
函館市湯川町２丁目24番８号　グループホームゆのかわ２―11
債務者　笹尾　眞理
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第１６２号
函館市本町21番10号　はまなす荘
債務者　笹谷　慎吾
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月26日まで
函館地方裁判所

平成３０年（フ）第３２号
北海道北見市広明町200番地19　ハッピーＣ館202号、前住所北海道紋別郡遠軽町１条通南１丁目５番地20　プラムハイツ　Ｂ号室
債務者　安倍　晃輝
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成３０年（フ）第６２１号
さいたま市大宮区上小町1295番地３　ゆざわマンション201号室、旧住所さいたま市中央区円阿弥５丁目８番50―Ｇ503号
債務者　市村　正樹
1　決定年月日時　平成30年６月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成３０年（フ）第８５号
千葉県印西市内野１丁目13番地６棟301号
債務者　中島　　学
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第８６号
千葉県印西市内野１丁目13番地６棟301号
債務者　中島　和代
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１１７号
千葉県佐倉市石川572番地２　県営住宅６棟104号
債務者　坂下　國昭
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１２０号
千葉県佐倉市大蛇町469番地25
債務者　風間　章子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１３２号
千葉県佐倉市上志津1599番地１
債務者　久保田昭子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１４０号
千葉県佐倉市上志津1672番地10　ローズタウンＣ棟511号
債務者　富川　順子
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第１４３号
千葉県白井市白井436番地の２　グループホームサクラビア、前住所千葉県白井市桜台２丁目６番４棟101号
債務者　土山　壹美
1　決定年月日時　平成30年６月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成３０年（フ）第３７号
新潟県長岡市四郎丸１丁目８番４号　ハイツみやじま２―Ａ号室
債務者　佐藤　　正
1　決定年月日時　平成30年６月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成３０年（フ）第６１号
岡山県倉敷市沖40番地３　セジュール三島Ｂ201
債務者　荒川　清次
1　決定年月日時　平成30年６月６日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月30日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成３０年（フ）第９７号
愛知県豊橋市曙町字南松原101－２　ラ・ヴェルデプリーモ２階２－Ｋ号室、住民票上の住所愛知県豊川市大木町新町通316番地２　ストロベリーハウスⅡ202号
債務者　林　淳一郎
1　決定年月日時　平成30年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月23日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部